

緊急防災・減災事業債について（総務省所管）

- 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業

対象事業

- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備（非常用電源、避難路、**指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備**など）
- ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築（防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化 など）
- ③ 津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移転
- ④ 消防広域化事業等（広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築、消防車両等の整備 など）
- ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化

※ 特定地域の振興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金（離島活性化交付金等）を受けて実施する事業を含む

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急防災・減災事業債（**充当率100%**）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源